

# 子ども・子育てに関すること

## 1 子育て・保育・居場所

日常的		一時的	
<b>就学前</b>		<b>就学前</b>	
幼児教育・保育の無償化	P42	病児・病後児保育施設	P45
認可保育所等	P42	一時保育	P45
川崎認定保育園等保育料補助	P43	地域子育て支援センター事業	P45
幼稚園	P44	子育て悠遊ひろば	P46
幼稚園類似施設利用料等補助金	P44	<b>就学前～小学生</b>	
<b>小学生</b>		ひとり親家庭等日常生活支援事業	P46
わくわくプラザ	P44	ふれあい子育てサポート事業	P46
子育て支援・わくわくプラザ事業	P44	日曜日保育	P47
こども文化センター	P45	子育て支援サービス(シルバー人材センター)	P47
		子育て短期利用事業(ショートステイ・デイスティ)	P47

## 2 育児の悩み相談やサポート

相談		サポート	
母子・父子福祉センターサン・ライブ事業	P12	ひとり親家庭等日常生活支援事業	P46
地域子育て支援センター事業	P45	ふれあい子育てサポート事業	P46
子育て悠遊ひろば	P46	日曜日保育	P47
児童家庭支援センター	P15	子育て支援サービス(シルバー人材センター)	P47
児童相談所	P15	子育て短期利用事業(ショートステイ・デイスティ)	P47
各種相談窓口	P64	産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業	P48
		産後ケア事業	P49
		栄養食品支給	P49



### 3 子どもの就学等に関すること

#### 小学校・中学校

給付			
就学援助	P50	神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金	P54

#### 高校

奨学金等一覧 (P40、41) も併せてご覧ください。

免除・給付		貸付	
川崎市立高等学校等の「入学選考料」「入学料」等の免除	P51	<u>有利子</u>	
県立高校入学検定料等免除・一部補助制度	P51	国の教育ローン	P56
川崎市高等学校奨学金	P51	<u>無利子</u>	
高等学校等就学支援金	P52	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（就学支度資金・修学資金）	P50
私立高等学校等生徒学費補助金	P53	神奈川県高等学校奨学金	P52
神奈川県高校生等奨学給付金	P53	あしなが奨学金	P56
ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金	P24	交通遺児育英会奨学金	P57
		生活福祉資金（教育支援資金）	P57

#### 大学

奨学金等一覧 (P40、41) も併せてご覧ください。

減免・給付		貸付	
高等教育の修学支援新制度	P55	<u>有利子</u>	
		日本学生支援機構奨学金（第二種）	P55
		国の教育ローン	P56
		<u>無利子</u>	
		母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（就学支度資金・修学資金）	P50
		川崎市大学奨学金	P55
		日本学生支援機構奨学金（第一種）	P56
		あしなが奨学金	P56
		交通遺児育英会奨学金（一部給付あり）	P57
		生活福祉資金（教育支援資金）	P57

#### その他

給付		貸付	
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	P31	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（修業資金等）	P57

### 4 学習サポート・生活習慣習得支援

#### 小学校・中学校

ひとり親家庭等学習支援・居場所づくり事業	P58
----------------------	-----

● 奨学金等一覧

制度名	高校		大学		用途	成績要件	所得要件	種類	貸与額・給付額	
	国公立	私立	国公立	私立						
母子・父子・寡婦福祉資金 (就学支度資金・修学資金) 記載 P50	●	●	●	●	入学金、授業料	なし	なし	貸与型	入学金 月額	64,300～590,000円 27,000～183,000円
川崎市立高等学校等の「入学選考料」「入学科」等の免除 記載 P51	● (市立)				入学選考料、入学科、授業料	なし	あり			
県立高校入学検定料等免除・一部補助制度 記載 P51	● (県立)				入学検定料及び入学科、授業料及び受講料	なし	あり			
川崎市高等学校奨学金 (入学支度金) 記載 P51	●	●			入学に関する資金	あり	あり	給付型	国公立 私立	45,000円 70,000円
川崎市高等学校奨学金 (学年資金) 記載 P52	●	●			修学に関する資金	あり	あり	給付型	国公立(年額) 私立(年額)	1年生 36,000円 2年生 61,000円 3年生 46,000円 1年生 60,000円 2年生 85,000円 3年生 70,000円
神奈川県高等学校奨学金 記載 P52	●	●			教育資金	なし	あり	貸与型		<1学年(新入生に限る)> 国公立(月額) 10,000円～30,000円 私立(月額) 10,000円～50,000円 <2学年以上> 国公立(月額) 10,000円～20,000円 私立(月額) 10,000円～40,000円 ※2学年以上で要件を満たし、希望する場合は、10,000円の加算制度あり
高等学校等就学支援金 記載 P52	●	●			授業料	なし	あり	給付型 ※ただし、 学校が受領し 授業料に充当	<市立・県立> <私立> 年額	授業料と同額 118,800円～396,000円
私立高等学校等生徒学費補助金 記載 P53		● (県内)			入学金、授業料	なし	あり	給付型	入学金 授業料(年額)	100,000円～210,000円 60,000～337,200円
神奈川県高校生等奨学給付金 記載 P53	●	●			授業料以外の教育に必要な経費	なし	あり	給付型	国公立 私立	32,300円～143,700円 52,100円～152,000円
高等学校等学び直し支援金 記載 P54	●	●			授業料	なし	あり	給付型 ※学校が 受領し授業料 に充当	<市立・県立> <私立> 年額	授業料と同額 118,800～297,000円
川崎市大学奨学金 記載 P55			●	●	修学に関する資金	あり	あり	貸与型	月額	38,000円
高等教育の修学支援新制度 記載 P55			●	●	修学に関する資金	あり	あり	給付型		記載ページをご覧ください。
日本学生支援機構奨学金 (第一種) 記載 P56			●	●	修学に関する資金	あり	あり	貸与型	月額	20,000～64,000円
日本学生支援機構奨学金 (第二種) 記載 P56			●	●	修学に関する資金	あり	あり	貸与型	月額	20,000～120,000円
国の教育ローン 記載 P56	●	●	●	●	受験料、入学金、授業料、定期代等	なし	あり	貸与型		生徒1人につき上限350万円以内 (一定の要件に該当する場合のみ 上限450万円)
あしなが奨学金 (保護者が亡くなっている又は 障害をお持ちの家庭が対象) 記載 P56	●	●	●	●	修学に関する経費	なし	あり	貸与型・ 給付型		記載ページをご覧ください。
交通遺児育英会奨学金 (保護者が交通事故により 死亡又は重度後遺障害となった 家庭の子どもが対象) 記載 P57	●	●	●	●	入学金、授業料	なし	あり	貸与型・ 給付型	高校月額 大学月額 大学院 月額 専修・各種月額	20,000円～40,000円 (うち一律10,000円は給付) 40,000円～60,000円 (うち一律20,000円は給付) 50,000円～100,000円 (うち一律20,000円は給付) 40,000円～60,000円 (うち一律20,000円は給付)
生活福祉資金 (教育支援資金) 記載 P57	●	●	●	●	<就学支度費> 新入学時にのみ必要な経費 (入学金、制服代など) <教育支援費> 就学するのに必要な経費 (授業料、施設設備費、 教材費、通学交通費など)	なし	あり	貸与型	<就学支度費> <教育支援費月額>	500,000円以内 35,000～65,000円 (校種により異なる) ※教育支援費は、特に必要と認める場合、 上記貸付額(月額)の1.5倍まで貸付可能

返済期間	利子	備考	申請時期	申請窓口	制度問合せ先
10年	無利子		原則進学前	各区 児童家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672
			【入学選考料・入学料】 受験前	受験又は 進学する 高等学校	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3269
			【入学検定料・入学料】 受験前	受験又は 進学する 高等学校	神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113
		高校入学前に支給 併給制限なし	進学前 ※中学3年生の 11月頃に申込	在学している 中学校等	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3267
		併給制限なし	進学後 ※毎年6月頃に申込	在学している 高校等	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3267
貸付期間 の4倍以 内の期間	無利子	併給制限なし 連帯保証人が原則2人必要	進学後 ※中学3年次に 申込み予約採用あり	在学している 高校	在学している高校等又は 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251
		併給制限なし	進学後	入学した 高校等	在学している高校等又は (市立)川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3269 (県立)神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113 (私立)神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793 ※県外の私立高校等の場合は、学校か、 所在地の都道府県庁に確認してください。
		高等学校等就学支援金との併用可	進学後	現在在学して いる高校等	神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793
		併給制限なし	進学後	在学している 高校等ただし、 県外学校の場合 は、制度問 合せ先に申請	神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251 神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793
		併給制限なし	進学後	入学した 高校等	入学した高校等又は (市立)川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3269 (県立)神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113 (私立)神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793
10年	無利子	併給制限なし ただし、審査時に考慮する場合がある。	進学後 ※毎年6月中旬に 大学経由で申込 (対象は1年生のみ)	在学している 大学	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3267
		日本学生支援機構奨学金(貸与型)との併給可	進学前 進学後	現在在学して いる学校	現在在学している学校
条件によ って異なる	無利子	母子父子寡婦福祉資金修学資金との併給可 インターネットでシミュレーション可能	進学前 進学後	現在在学して いる学校	現在在学している学校
条件によ って異なる	有利子	母子父子寡婦福祉資金修学資金との併給可 インターネットでシミュレーション可能	進学前 進学後	現在在学して いる学校	現在在学している学校
最長18年	有利子	日本学生支援機構との併用も可能 郵送やインターネットで申込み可能	いつでも (受験前可)	日本政策 金融公庫	日本政策金融公庫教育ローンコールセンター ナビダイヤル 0570-008656 又は 03-5321-8656
20年	無利子	併給制限なし 保護者が亡くなっているか障害をお持ちの家庭	進学前 進学後	あしなが 育英会	あしなが育英会 0120-77-8565
20年	無利子	併給制限なし	進学前予約4月～1月 進学後4月～12月	公益財団法人 交通遺児 育英会	公益財団法人交通遺児育英会 0120-521-286
20年以内	無利子 ※延滞 利子有	必要な資金を他から借り受けることが困難な低所得世帯が対象 原則として就学者が借受人、親権者のうち、生計中心者が連帯借受人 連帯保証人は原則として不要 他制度優先(母子父子寡婦福祉資金、神奈川県高等学校奨学金、日本学生支援機構(第1種)給付型) ※無利子の奨学金等との併用利用が可能(要相談)	進学前 進学後 (就学支度費は 原則進学前)	各区社会福祉 協議会	各区社会福祉協議会 ●川崎区 044-246-5500 ●幸区 044-556-5500 ●中原区 044-722-5500 ●高津区 044-812-5500 ●宮前区 044-856-5500 ●多摩区 044-935-5500 ●麻生区 044-952-5500

## 1 子育て・保育・居場所

### (1) 幼児教育・保育の無償化

子育てに関わる経済的負担を軽減するため、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3～5歳児クラスの子どもたち、市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもたちの利用料が無償化されました。

制度の詳細や手続き方法等については、市ホームページを御覧になるか、または、幼保無償化事務センターへお問い合わせください。

施設種別	対象者	保育の必要性	利用料の無償化対象(上限)額
認可保育所 認定こども園(保育所部分) 地域型保育事業	0～2歳児 (非課税世帯のみ) 3～5歳児	あり	全額
認可外保育施設等 ●川崎認定保育園 ●年度限定型保育 ●地域保育園 ●一時保育 ●病児・病後児保育 ●子育てサポート事業	0～2歳児 (非課税世帯のみ) 3～5歳児	あり	月額42,000円まで 月額37,000円まで
施設型給付幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)		なし	全額
幼稚園・認定こども園の預かり保育	満3歳(※1)～5歳児	あり	月額11,300円又は 月額16,300円(※2)まで
従来制度(私学助成)の私立幼稚園		なし	月額25,700円まで
幼稚園の預かり保育		あり	月額11,300円又は 月額16,300円(※2)まで

※1 満3歳とは、通常の幼児教育と同じ日数・時間数のクラスに在園している児童のうち「3歳に到達した日から直後の3月31日まで」の児童をいいます。

※2 非課税世帯の満3歳の預かり保育は、上記※1の期間のみ月額16,300円が給付の上限となります。

【問合せ】 幼保無償化事務センター 044-246-2025(平日10:00～19:00)

川崎市 幼児教育・保育 無償化

検索

### (2) 認可保育所等

保護者が仕事などのために日中家庭で保育できない小学校就学前の子どもを、保護者に代わって保育する施設です。保育所の開所日・開所時間は通常、月～土の延長保育時間を含め7:00～19:00又は20:00までですが、保護者が日曜・祝日にも仕事をしている場合に利用できる休日保育や、それよりも遅い時間帯に仕事をしている場合に利用できる夜間保育もあります。

入所にあたっては、各区児童家庭課・地区健康福祉ステーションにて事前相談・申請を受付けています。

また、詳細は市ホームページ又は各区児童家庭課・地区健康福祉ステーションで配布している「保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」をご確認ください。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課児童家庭サービス係、  
地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

川崎市 保育所等の申込み手続き

検索

## 認可保育所等の保育料におけるひとり親世帯等への経済的負担の軽減について

川崎市では、認可保育所等の保育料についてひとり親世帯等への経済的負担の軽減を次のとおり図っています。

### ①ひとり親世帯等（※）への対応

市民税所得割相当額が 77,100 円以下の場合、保育料が無料となります。

### ②一定所得未満の世帯への多子減免の年齢制限撤廃

市民税所得割相当額が 57,700 円未満の場合、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限を撤廃しました。生計が同一のきょうだいについても、年齢に関係なく算定に含まれます。

※ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属するものが以下に該当する世帯をいいます。

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
- 療育手帳制度実施要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る）
- 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る）

【問合せ】 各区地域まもり支援センター児童家庭課児童家庭サービス係、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

## （3）川崎認定保育園等保育料補助

開所日時や有資格者数、施設・設備等について市が定めた一定基準を満たし、市が独自に認定した川崎認定保育園に通園している子どもの保育料を補助します。

### 利用できる方

川崎市内在住で、児童が週 4 日以上通園しており、保護者が月 64 時間以上就労し、保育料を滞納していないなど、一定の要件を満たす児童の保護者の方

### 申請方法

通園している施設を通じて、年 1 回申請してください。

市民税所得割相当額	補助月額上限	
	0～2 歳児補助額	3 歳以上児補助額
321,700 円未満の世帯	20,000 円	5,000 円
321,700 円以上の世帯	10,000 円	5,000 円

※平成 30 年度から指定都市において税率が変更となりましたが、本補助金においては旧税率に換算のうえ、補助額を算定いたします。

【問合せ】 幼保無償化事務センター 044-246-2025（平日 10:00～19:00）

## 保育所等の入所等に係るひとり親世帯の優遇について

保育所等に入所する際に、申請が受入れ可能な人数を超えた場合には、利用調整が行われます。利用調整とは、市が定める利用調整基準に基づきランクや指数等を設定し、ランク・指数等が高いお子さんから内定とするものですが、自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等の保護者が就労内定の場合、通常申請時点での就労実績によりランク付けを行うところ、就労内定している条件でランク付けを行う等、加点項目を設けて入所しやすい環境整備を行っています。

また、認可保育所等の保育料についても、所得が少ないなどの一定基準を満たした場合に無料になる制度があります。

【問合せ】 各区地域まもり支援センター児童家庭課児童家庭サービス係、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

## (4) 幼稚園

義務教育とその後の教育の基礎を培うものとして、3歳以上の幼児を保育し心身の発達を助長することを目的とした学校教育施設です。

### 【問合せ】

(公社)川崎市幼稚園協会 044-711-8383  
又は各幼稚園

## (5) 幼稚園類似施設利用料等補助金

幼稚園類似施設(無認可幼児教育施設等)に通園している子どもの利用料等を補助します。

※認可幼稚園や保育所は対象になりません。対象となる施設については、お問い合わせください。

※原則、既に幼児教育・保育の無償化の給付を受けている場合は、対象外となります。

### 利用できる方

市内在住で幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、市の基準に該当する幼稚園類似施設に通園している3歳、4歳、5歳児の保護者の方

### 補助額

※所得制限はありません

幼児1人につき月額上限 20,000円  
(利用する施設等の過去3か年の平均月額利用料が20,000円を下回る場合は、当該平均月額利用料)

【申請方法】 原則、通園している施設を通して申請してください。

必要な書類は、別途施設を通じてお知らせします。

【問合せ】 こども未来局幼児教育担当 044-200-3179

## (6) わくわくプラザ

すべての小学生を対象に、学校施設を活用して、児童の遊びや様々な活動支援を行っています。

### 利用料

無料(万が一に備えての保険への加入、行事への参加費、おやつ代は実費)

【開設時間】 月～金…放課後～18:00

学校が休みの日:

土曜日…8:30～18:00

月～金…8:00～18:00

【休室日】 日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【申込方法】 各小学校のわくわくプラザ室にて受付

## (7) 子育て支援・わくわくプラザ事業

わくわくプラザを利用中の児童の保護者が、就労等によって18:00までのお迎えが難しい場合、19:00までの児童の居場所と安全を確保する事業です。※保護者のお迎えを原則とします。

### 利用料

月額 2,500円

【場所】 各わくわくプラザ

【開設時間】 月～金 18:00～19:00

### 申込方法

事前の申込みが必要となります。

## (8) こども文化センター

児童の健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的として、遊びや集団活動を通し、子どもの健全育成を図る施設です。集会室、図書室、遊戯室、学習室などがあります。

### 利用できる方

0歳～18歳までの児童、児童福祉関係者及び市民活動団体等

【開館時間】 9:30～21:00(日・祝日 9:30～18:00)

※小学生以下の利用は18:00までです。

【休館日】 年末年始(12/29～1/3)

【場所】 市ホームページをご覧ください。

川崎市 こども文化センター

検索

## (9) 病児・病後児保育施設

子どもを保育所などに入所させているものの、子どもが病気や病気の治りかけで、通常の保育所では預かってもらえない時に保護者に代わって一時的にお預かりする施設です。利用には、施設への事前登録が必要です。

利用料	利用料の減免制度		
	児童扶養手当受給世帯	生活保護受給世帯	市民税非課税世帯
2,900円	1,000円	400円	1,000円

### 病児保育施設

施設名	所在地	アクセス	問合せ
エンゼル川崎	川崎区藤崎 1-1-3 富有レジデンス1	京急大師線 鈴木町駅 徒歩12分	044-201-6937
エンゼル中原	中原区新城 3-5-1 新城中島ビル3階	JR南武線 武蔵新城駅 徒歩2分	044-872-9137
エンゼル宮前	宮前区土橋 7-25-15	東急田園都市線 宮前平駅 徒歩13分	044-789-9117
エンゼル麻生	麻生区栗木台 1-2-5	小田急線 栗平駅 徒歩10分	044-455-5473

### 病後児保育施設

施設名	所在地	アクセス	問合せ
エンゼル幸	幸区柳町 55-3	JR南武線 尻手駅 徒歩4分	044-555-6741
エンゼル高津	高津区二子 5-1-5	東急田園都市線 高津駅 徒歩2分	044-833-8872
エンゼル多摩	多摩区中野島 3-15-10	JR南武線 中野島駅 徒歩3分	044-922-8724

## (10) 一時保育

保育所等の施設に通われていない児童の保護者が就労や就学、病気や冠婚葬祭のほか、子育て負担の軽減やリフレッシュ(買物、映画等)などのため、週3日以内または月64時間に満たない範囲で、一時的に保育する事業です(市内在住の児童扶養手当受給世帯、被保護世帯、年収360万円未満世帯、市民税非課税世帯、里親に委託されている児童は無料です。また、多胎児やきょうだいの利用料が減免になる場合があります。)。なお、昼食代やおやつ代等は実費負担となりますので、各保育所へお問い合わせください。被保護世帯の児童は、昼食代・おやつ代が月額500円を上限に無料となります。

【問合せ】  
各実施施設

川崎市 一時保育

検索

## (11) 地域子育て支援センター事業

妊婦の方や、0歳から就学前のお子さんと保護者の方が、一緒に遊んだり、のんびり過ごせる場所です。専任のスタッフがあり、開所時間内はいつでも気軽に立ち寄れます。子育てに関する悩みなどの相談、情報の提供、講座の開催なども行っています。

### 利用料

無料

※一部の講座については実費負担があります。

【実施場所】 市内に53か所あり、  
開所日・開所時間はそれぞれ異なります。

【問合せ】 各施設又はこども未来局保育・  
子育て推進部子育て支援担当  
044-200-3414

川崎市 地域子育て支援センター

検索



## (12) 子育て悠遊ひろば(母子・父子福祉センターサン・ライブ事業)

ひとり親家庭の親子に、サン・ライブの保育室を開放します。必要に応じて子育ての情報提供や育児相談を行っています。

【実施時間】 火・水・木・金 10:00～16:00  
(母子・父子福祉センターでの講習会等の開催時は、実施しません。)  
※事前予約制

【実施場所】 母子・父子福祉センターサン・ライブ保育室

【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライブ  
044-733-1166

## (13) ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度)

ひとり親家庭または寡婦の方が、一時的に日常生活にお困りの場合、家庭生活支援員を派遣して、家事や保育のお手伝いをします。残業など就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合は定期的に利用することもできます(ただし、会社が決めた労働時間による就業を除きます。)。利用には、事前面談の上、登録が必要です。

**支援の内容** 生活援助 ひとり親家庭や寡婦の方のお宅で、家事や身の回りのお世話、住居の清掃、生活必需品の買物等の日常生活のお手伝いをいたします。

子育て支援 家庭生活支援員のお宅や母子・父子福祉センターサン・ライブの保育室等での保育や、保育所の送迎等を行います。

【派遣の日数】 月10日(かつ一年度240時間)まで

利用料 無料

【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライブ  
044-733-1166

## (14) ふれあい子育てサポート事業

育児の援助を行いたい人(子育てヘルパー会員)と育児の援助を受けたい人(利用会員)が、それぞれ、ふれあい子育てサポートセンターに会員登録をし、会員相互により育児援助活動を行う事業です。

### 利用できる方

市内在住で、生後4か月から小学校6年生までの子どもと同居している方

### 援助活動の内容

ヘルパー会員宅、地域子育て支援センター等でおさんのお一時預かり、保育所・幼稚園や習い事への送迎など

### 利用料

月～金の午前8時～午後6時	1時間 700円
土日祝及び年末年始(12/29～1/3)、月～金の上記以外の時間帯	1時間 900円

サポートセンター名	所在地	アクセス	問合せ
あいいく	川崎・幸区	川崎区本町 1-1-1 夜間保育所あいいく内	044-222-7555
タック	中原区	中原区宮内 2-15-15 川崎市中部地域福祉事業所 TACK 内	044-948-8915
たまご	高津・宮前区	高津区溝口 4-19-2 みぞのくち保育園内	044-811-5761
SORA(そら)	多摩・麻生区	多摩区菅稲田堤 1-17-25 星の子愛児園内	044-944-8866

## (15) 日曜日保育

ショッピング、映画、美容院等理由を問わず、母子・父子福祉センターサン・ライブで子どもを預かります。

<b>保育対象</b>	つくし会員である家庭の子ども (2歳～小学校2年生)	<b>【保育実施日】</b>	毎月1・3・5日曜 (母子・父子福祉センター開所日)
<b>利用料</b>	無料	<b>【預り時間】</b>	9:30～15:30(6時間以内)
		<b>【利用可能回数】</b>	1家庭につき1か月1回

つくしの会の詳細はP63をご覧ください。

- 【申込方法】** 事前予約制(1か月前から実施日の8日前土曜日まで) 先着順  
※ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度)等の登録が必要です。(P46参照)
- 【問合せ】** (一財)川崎市母子寡婦福祉協議会 044-733-1166

## (16) 子育て支援サービス(シルバー人材センター)

シルバー人材センターの登録会員(60歳以上)が、保育所等への徒歩での送迎や保護者が帰宅するまでご自宅での見守りなど育児支援サービスを有料で行っております。詳細は各担当事務所までお問い合わせください。

- 【問合せ】** 川崎・幸・中原区：南部事務所 044-222-1550  
高津・宮前区：中部事務所 044-822-5031  
多摩・麻生区：北部事務所 044-980-0131

## (17) 子育て短期利用事業(ショートステイ・デイスティ)

保護者の病気や出産、育児、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故などにより、ご家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもをお預かりします。

<b>利用できる方</b>	<b>利用料</b> ※ひとり親家庭の場合(日額)
市内在住の0歳～満12歳の子ども	住民税非課税世帯の方…0円、 住民税課税世帯の方…0円～900円

事業名	施設名	所在地	利用できる方	申込み・問合せ
ショートステイ (宿泊)	しゃんぐりらこども家庭支援センター (しゃんぐりらベビーホーム)	幸区東小倉 6-1	市内在住の0～1歳児	044-520-3608
ショートステイ・ デイスティ (宿泊・日中利用)	かわさきさくら児童家庭支援センター (至誠館さくら乳児院)	多摩区菅稲田堤 1-10-5	市内在住の0～1歳児	044-944-3981
	あいせん児童家庭支援センター (すまいる)	川崎区浜町 2-22-16	市内在住の2歳～満12歳まで	044-201-4772
	SNG 児童家庭支援センター (新日本学園)	中原区木月伊勢町 3-3	市内在住の2歳～満12歳まで	044-711-8484
	まぎぬ児童家庭支援センター (川崎愛児園)	宮前区馬絹 1-24-5	市内在住の2歳～満12歳まで	044-863-7855
	はくさん児童家庭支援センター (白山愛児園)	麻生区白山 1-1-5	市内在住の2歳～満12歳まで	044-712-4073

※利用条件により異なります。詳細は施設にお問い合わせください。

## 2 育児の悩みの相談やサポート

(1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ

(再掲) P12 参照

(2) 地域子育て支援センター事業

(再掲) P45 参照

(3) 子育て悠遊ひろば(母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業)

(再掲) P46 参照

(4) 児童家庭支援センター

(再掲) P15 参照

(5) 児童相談所

(再掲) P15 参照

(6) 産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業

母親が出産前後で体を休めたい時や体調不良等のため、家庭において育児や家事を行うことが困難な場合にヘルパーを派遣し、育児や家事等をお手伝いします。

### 利用できる方

市内に居住する産前から産後6か月(例:1月1日がご出産の方は7月1日)を迎える日まで(多胎児の妊産婦については産後1年を迎える日まで)の妊産婦で、体を休めたい時や体調不良等により、昼間他に育児や家事を行う人がいない方

### 利用料

認定事業者によって異なります。

1回1,450円～2,050円

※生活保護受給中または市民税非課税の世帯は、利用料が免除(無料)となります。

申請の際に、被保護証明書または世帯全体の非課税証明書が必要です。

【派遣可能時間】 8:00～19:00

【派遣回数】 1回2時間以内、1日2回まで、延べ20回まで(多胎児の場合は延べ60回まで)

【申込方法】 利用したい日の7日前までに、各認定事業者までお申込みください。

【問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 044-200-2450

川崎市 産前産後

検索

## (7) 産後ケア事業

出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安、授乳がうまくいかない、赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからない、出産と育児の疲れから体調がよくないなど、出産後、育児等の支援が必要な方を対象に産後ケアを行います。助産所に宿泊して助産師のケアを受ける「宿泊型」と、助産所に日中通所してケアを受ける「日帰り型」、自宅でケアを受ける「訪問型」があります。

### 利用できる方

市内に居住する生後4か月未満の乳児とその母親  
 ※医療行為の必要がある方(処方薬の服薬や医療機関受診中など)は御相談ください。

### 内容

授乳や沐浴についての相談、乳房管理・トラブルケア、赤ちゃんのお世話の仕方や様子を見かたの相談・支援、母親の体調管理など

	宿泊型	訪問型	日帰り型	備考
利用日数	1泊2日～ 6泊7日	1回90分程度		お子様1人につき通算して7日以内の利用となります。 (例：双胎の場合14日以内の利用)
利用料金	1日7,500円	1回5,000円	1回4,000円	生活保護世帯は利用料金免除、市民税非課税世帯は利用料金が半額になります。

【問合せ】 川崎市助産師会産後ケア事業部 044-819-4635

## (8) 栄養食品支給

経済的に困難な家庭の乳児のために、乳児が満1歳に達するまで粉ミルクを支給します。

### 利用できる方

市民税非課税世帯の方等

### 【問合せ】

各区地域みまもり支援センター地域支援課

## (9) ひとり親家庭等日常生活支援事業

(再掲) P46 参照

## (10) ふれあい子育てサポート事業

(再掲) P46 参照

## (11) 子育て支援サービス(シルバー人材センター)

(再掲) P47 参照

## (12) 日曜日保育

(再掲) P47 参照

## (13) 子育て短期利用事業(ショートステイ・デイスティ)

(再掲) P47 参照

### 3 子どもの就学等に関すること

#### (1) 就学援助 【小中学校 / 給付】

市立小・中学校等へ通学する児童生徒の保護者に、学用品費・給食費・修学旅行費等を年3～4回、市立小学校へ入学する場合には、「新入学準備金」を3月に支給しています。申請方法・認定基準など、詳細はお問い合わせください。

##### 利用できる方

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| ①生活保護の受給              | ④令和4年の所得が基準額以下 |
| ②今年度又は前年度に生活保護が停止又は廃止 | ⑤その他経済的に困っている  |
| ③児童扶養手当を受給            | ⑥家計が急変した       |

【申請方法】 教育委員会から郵送される申請書に必要な書類を添付し、  
子どもの通っている小・中学校へ提出してください。

【問合せ】 教育委員会事務局学事課 044-200-3736

#### (2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（就学支度資金・修学資金）【高校・大学 / 貸付】

母子家庭・父子家庭・寡婦の子どもで高校・大学・大学院・専修学校等に入学される方を対象に、入学に際して必要となる就学支度資金及び授業料等の修学に必要な修学資金を貸し付けます。

##### 利用できる方

##### 「母子福祉資金」「父子福祉資金」の貸付対象者

- ①母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養している20歳未満の子ども  
※20歳未満の子どもと20歳以上である子どもを同時に扶養している場合は、その20歳以上である子どもも対象になります。
- ②父母のいない20歳未満の子ども

##### 「寡婦福祉資金」の貸付対象者

- 寡婦が扶養している20歳以上の子ども

【申請方法】 ①相談 お住まいの区の児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当にて、必要な資金の内容、生活収支状況等貸付に必要な内容を確認します。  
②申請 相談窓口に必要な書類を添えて申請してください。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課児童家庭サービス係、  
各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

### (3) 川崎市立高等学校等の「入学選考料」「入学金」等の免除【中学校・高校 / 免除】

経済的な理由で支払いが困難な方に、川崎市立高等学校の入学選考料、入学金、授業料（高等学校等就学支援金受給対象者を除く）、及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料を免除します。

#### 利用できる方

- ①生活保護を受給されている方（保護者（親権者）等含む）
- ②保護者等が、災害、傷病、失業等により生活に困窮していると認められる方  
（児童扶養手当証書、福祉医療証、非課税証明書等、生活に困窮していることがわかる公的証明書類を添付）
- ③その他教育委員会が免除の必要があると認める方

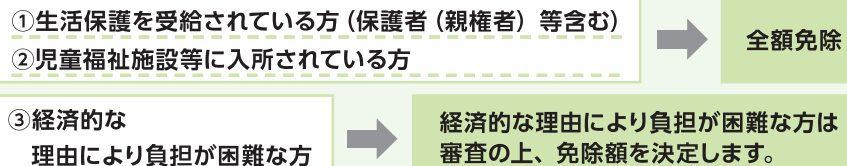
【申請方法】 提出期間内に受験・入学する川崎市立高等学校又は川崎市立川崎高等学校附属中学校に申請書類と必要な証明書類を提出してください。

【問合せ】 在学している学校、又は、教育委員会事務局学事課 044-200-3269

### (4) 県立高校入学検定料等免除・一部補助制度【高校 / 免除】

経済的な理由で支払いが困難な方に入学検定料、入学金等の減免制度があります。

#### 利用できる方



#### 【申請方法】 ①入学検定料及び入学金の場合

入学検定料及び入学金の両方を一緒に申請する場合は願書受付開始日の前日までに、県立高等学校又は中等教育学校（志望先以外も可）へ、入学金のみを申請する場合は入学手続き開始日の前日までに、入学先の高等学校又は中等教育学校へ、事前に相談の上、申請してください。また、オンラインでの申請も可能です。

※申請書類は、県内公立中学校、県立高等学校又は中等教育学校にあります。

#### ②授業料及び受講料の場合

在学する県立高等学校又は中等教育学校に相談の上、申請してください。

【問合せ】 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113

### (5) 川崎市高等学校奨学金（入学支度金）【高校 / 給付】

高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び専修学校の高等課程を含む。）に進学する生徒で、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給します。➔

### 利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 11月1日時点において、川崎市内に住所を有する中学3年生であること。
- ② 学業成績について、第3学年前期の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する中学校長からの推薦が受けられること。
- ③ 前年1年間における世帯の総所得が一定の基準額以内であること。

支給額	
国公立の高等学校へ進学する場合	45,000円
私立の高等学校へ進学する場合	70,000円

【募集時期】 毎年11月頃

【支給時期】 翌年3月

【問合せ】 教育委員会事務局学事課  
044-200-3267

## (6) 川崎市高等学校奨学金(学年資金)【高校/給付】

高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。))及び専修学校の高等課程を含む。)に在学する生徒で、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給します。

### 利用できる方

次の基準を全て満たす方が対象です。

- ① 6月1日時点において、川崎市内に住所を有する高校生であること。
- ② 学業成績について、前年度の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する高等学校長からの推薦が受けられること。
- ③ 前年1年間における世帯の総所得が一定の基準額以内であること。

支給年額	
国公立	
第1学年	36,000円
第2学年	61,000円
第3学年	46,000円
私立	
第1学年	60,000円
第2学年	85,000円
第3学年	70,000円

【募集時期】 毎年6月頃

【支給時期】 8月及び2月に分けて支給

【問合せ】 教育委員会事務局学事課  
044-200-3267

## (7) 神奈川県高等学校奨学金【高校/貸付】

学業等に意欲があり学資の援助を必要とする高校生等に奨学金をお貸しします。定期採用(通年での貸付)は、4月中旬に学校へ願書等を提出する必要があります。締切は学校ごとに異なりますので、貸付を希望される方は、在学する高校等の担当者へお問い合わせください。また、中学校3年生を対象とした予約採用の制度もあります。

【申請方法】 在学している高等学校等

【問合せ】 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251

## (8) 高等学校等就学支援金【高校/給付】

高等学校等に在学し、所得額が一定の基準未達の世帯を対象に、授業料の補助が受けられる国の制度です(やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援制度もあります)。返還の必要はありません。

### 利用できる方

市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額 が、304,200円未満(保護者の合算)の世帯

※年収は約910万円未満が目安になります。

※ただし、政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を乗じます。

支給額	市立・県立	国が授業料と同額を支給するため、授業料の支払いが不要となります(現金支給はありません。)
	私立	所得に応じて授業料の補助をします。(授業料補助額:118,800～396,000円)

- 【申請方法】 申請期間内に在学する高等学校等に、申請してください。  
申請方法の詳細については、在学している高等学校等に確認してください。
- 【問合せ】 在学している高等学校等、又は  
市立：教育委員会学事課 044-200-3269  
県立：神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113  
私立：神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

### (9) 私立高等学校等生徒学費補助金 【高校 / 給付】

所得制限など、要件を満たすご家庭の授業料・入学金を補助します。返還の必要はありません。

**利用できる方** 次の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 生徒と保護者が共に県内に在住し県内設置の学校に在学していること
- ② 保護者全員の所得について、以下の算定式により計算した額が **227,100 円未満 ※ の世帯**

※年収は約 750 万円未満が目安となります。多子世帯(15 歳以上 23 歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が 3 人以上いる世帯)については、304,200 円未満(年収は約 910 万円未満が目安)となります。

**算定式**  $\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額}$

ただし、政令指定都市の場合は調整控除の額に 3/4 を乗じます。

補助金(年額)	
授業料補助	60,000 円～ 337,200 円
入学金補助	100,000 円～ 210,000 円

【対象校】  
私立の高等学校、  
中等教育学校(後期課程)、  
専修学校(高等課程)

- 【申請方法】 申し込みに関する書類は、学校から配付されます。申請期間内に学校へ提出してください。  
【問合せ】 神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

### (10) 神奈川県高校生等奨学給付金 【高校 / 給付】

高校生等の授業料以外に保護者等が負担する教育に必要な経費に対して返還不要の給付金を支給します。

**利用できる方**

生活保護(生業扶助)受給世帯又は都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額(保護者の合算額)が 0 円(非課税)の世帯  
※家計急変により非課税相当となった世帯を含む。

支給額	
国公立	32,300 円～ 143,700 円
私立	52,100 円～ 152,000 円

- 【申請方法】 在学している高等学校等  
※保護者等が県内在住で、生徒が県外校に通っている方は神奈川県に申請
- 【問合せ】 国公立：神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251  
私立：神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793



## (11) 神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金 【小中学校等 / 給付】

解雇、倒産、長期療養などで家計が急変したときの授業料補助制度です。返還の必要はありません。

### 利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 生徒と保護者が共に県内に在住し県内設置の学校に在学していること
- ② 主たる生計維持者である保護者に、解雇・会社都合退職・倒産・長期療養・障害認定等の、家計急変事由が生じたこと
- ③ 今年の年間所得が、前年の年間所得より減少していること
- ④ 今年の年間所得が基準額未満であること

### 補助金(年額)

授業料補助	90,000円～ 168,000円
-------	----------------------

### 【対象校】

私立の小中学校、中等教育学校(前期課程)

【申請方法】 申し込みに関する書類は、学校から配付されます。申請期間内に学校へ提出してください。

【問合せ】 神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

## (12) ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金

(再掲) P24 参照

## (13) 高等学校等学び直し支援金 【高校 / 給付】

高等学校等を中途退学した者が、再び高等学校等で学び直す場合に、所得額が一定の基準未満の世帯を対象に授業料を補助します。(やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援制度もあります。) 返還の必要はありません。

### 利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 高等学校等を退学したことがある者
- ② 高等学校等を卒業又は修了していない者
- ③ 高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制及び通信制は48月)を超える者又は通信制の場合は就学支援金の支給単位が上限74単位に達している者
- ④ 保護者等全員の所得について、以下の算定式により計算した額が304,200円未満の世帯

※年収は約910万円未満が目安になります。

$$\text{算定式} \quad \text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額}$$

ただし、政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を乗じます。

支給額	市立・県立	国が授業料と同額を支給するため、授業料の支払いが不要となります(現金支給はありません。)
	私立	所得に応じて授業料の補助をします。(授業料補助額:118,800～297,000円)

【申請方法】 申請期間内に在学する高等学校等に、申請書類と保護者等の課税額が確認できる書類等を提出してください。

【問合せ】 在学している高等学校等、又は

市立：教育委員会学事課 044-200-3269

県立：神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113

私立：神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

## (14) 川崎市大学奨学金 【大学 / 貸付】

大学に在学する学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行います。

### 利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 父母等が川崎市に1年以上在住していること
- ② 学校教育法第83条に規定する大学に在学していること
- ③ 学資の支弁が困難であること
- ④ 学業成績が優良で性行が善良であること

【申請方法】 毎年6月中旬に大学1年生のみを対象としています。  
在学している大学を経由して申請してください。

【問合せ】 教育委員会総務部学事課 044-200-3267

### 奨学金の額

月額38,000円を正規の  
修業年限が終了するまで、  
年2回に分けて交付

## (15) 高等教育の修学支援新制度 【大学等 / 減免・給付】

### 利用できる方

- 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生
- 学ぶ意欲がある学生であること  
※学力基準や家計基準があります。

### 支援内容

授業料等減免制度	各大学等が、区分に応じて授業料については166,800円～700,000円、入学金については70,000円～282,000円の範囲で減免を実施。
給付奨学金の支給	日本学生支援機構が各学生に支給。 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるように措置。 月額17,500円～75,800円を給付。

※表の額は、対象が住民税非課税世帯、昼間部の学生の場合。住民税非課税世帯に準ずる世帯は、3分の2または3分の1の額を給付。

### 【対象となる学校種】

国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校(4年・5年)・専修学校(専門課程)

※対象となる学校の詳細は、文部科学省のホームページでご確認ください。

【問合せ】 在学中の学校もしくは、進学先の学校にお問い合わせください。

※現在、国において奨学金制度等の見直しが検討されています。最新の情報は文部科学省や日本学生支援機構のホームページでご確認ください。

文部科学省 高等教育の修学支援新制度

検索

## (16) 日本学生支援機構奨学金 【大学等 / 貸付】

### 利用できる方

経済的に修学が厳しいと認められた方  
※学力基準や家計基準があります。

### 【対象となる学校種】

大学院・大学(学部)・短期大学・高等専門学校(有利子は4・5年生)、専修学校(専門課程)

### 【利子】

無利子・有利子(奨学金の種類によって異なります。)

【申請】 現在在籍している学校

【問合せ】 (独)日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301

平日 9:00 ~ 20:00 (土日祝日、年末年始除く)

※手続きスケジュールや、個別の提出資料に関する相談は在籍する学校へ。

貸与月額	第一種奨学金(無利子)	10,000円~64,000円
	第二種奨学金(有利子)	20,000円~120,000円

## (17) 国の教育ローン 【高校・大学 / 貸付】

修業年限が原則3か月以上で、中学校卒業以上の方を対象とする教育施設に通われる方の保護者を対象に融資します。

【利子】 有利子年1.95%

母子家庭、父子家庭の方などは年1.55%(固定金利令和5年5月現在・保証料別)

※最近の金利はホームページでご確認ください。

限度額	子ども1人につき上限350万円以内 (自宅外通学や海外留学など、一定の要件に該当する場合は、上限450万円)
-----	---

【HP】 <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

申請・返済のシミュレーションができます。

【問合せ】 (株)日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター

0570-008656 又は 03-5321-8656



## (18) あしなが奨学金 【高校・大学 / 貸付・給付】

保護者(父又は母など)が病気や災害(道路上の交通事故を除く。)又は自死(自殺)などで死亡、あるいは保護者が著しい障害を負っている家庭の子どもが利用できます。

### 利用できる方

高校、大学、専門学校などに在学又は進学を希望している経済的に苦しい遺児等

【申請・問合せ】 一般財団法人あしなが育英会

0120-77-8565

【利子】 無利子

給付額(月額)	
高校	30,000円
貸与額(月額)	
大学	40,000円 又は 50,000円
大学院	80,000円
専修・各種学校	40,000円

## (19) 交通遺児育英会奨学金 【高校・大学 / 貸付】

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の高校生以上の生徒・学生に奨学金を貸与（一部給付あり）します。

【利子】 無利子

【申請・問合せ】 公益財団法人交通遺児育英会 0120-521-286

## (20) 生活福祉資金（教育支援資金）【高校・大学 / 貸付】

資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

	使用用途	貸与額
教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校等に就学するために必要な経費として	月額 35,000 円～ 65,000 円
就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校等に入学する際に必要な経費として	500,000 円 以内

【問合せ】 神奈川県社会福祉協議会  
045-534-6082

※ご相談・申請窓口は各区社会福祉協議会になります。  
※法で定める修業年限を超えての貸付はできません。  
※特に必要と認める場合に限り、教育支援費については月額 1.5 倍まで貸付可能です。  
※他制度による貸付が可能な場合には、他制度の活用が優先となります。

## (21) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(再掲) P31 参照

## (22) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（修業資金等）

母子家庭・父子家庭・寡婦の子どもが、就職に向けて必要な知識技能を習得する際に必要となる資金や就職に際して直接必要となる資金等を、審査の上、貸し付けます。詳しくは各区児童家庭課、地区健康福祉ステーションにお問い合わせください。

【利子】 無利子

【申請方法】 ①相談 お住まいの区の児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当にて、必要な資金の内容、生活収支状況等貸付に必要な内容を確認します。  
②申請 相談窓口に必要な書類を添えて申請してください。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課児童家庭サービス係、  
各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

## 4 学習サポート・生活習慣習得支援

### (1) ひとり親家庭等学習支援・居場所づくり事業

ひとり親家庭の小学生3年生～中学3年生を対象に、安心して過ごせる居場所を提供し、学習習慣の定着から受験対策までの個別型の学習サポート・あいさつや時間を守る習慣を身につける支援をします。

#### 利用できる方

川崎市内に居住するひとり親家庭等の小学生(3～6年生)及び中学生

#### 【実施時間】

小学生 17:00～18:00、中学生 18:30～20:30

※実施場所により時間が異なる場合があります。

#### 【実施場所・申込】

各区17か所で実施しています(詳細は川崎市HPに掲載)

【申込方法】 川崎市HPからオンラインで申込できます。 (川崎市HP内で検索) [ひとり親 学習支援](#) [検索](#)

【問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672  
※生活保護を受給されている方は、担当のケースワーカーにお問い合わせください。

